

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

武力攻撃事態等が発生した場合、国、県、市町及び関係機関が、住民の避難や避難住民等への救援、武力攻撃災害への対処といった国民保護措置を、一体的かつ迅速・的確に実施していくためには、それぞれの機関が相互に緊密な連携を図りつつ、平素から、組織や通信、情報収集・提供等に係る様々な体制について十分な整備を図っておくことが必要である。

このため、県における平素の組織・体制の整備等について、次のとおり定める。

(注)本編において、〈 〉内は、後述する第3編第2章の県対策本部の各対策班の名称である。

(基本的には、「県」若しくは「知事」の後に所管業務として記載する。)

この場合、県対策本部の設置前であっても、各対策班を構成する課等がその業務を行うものと

第1 県における組織・体制の整備

知事は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するためには、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各部等における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 県の各部等における平素の業務 (法第41条)

県の各部等は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、防災における体制を活用しながら、その準備のための業務を行うものとする。

【県の各部等における平素の主な業務】

部 等 名	平 素 の 主 な 業 務
政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県国民保護計画に関すること ・ 県国民保護協議会の運営に関すること ・ 国、市町及び指定（地方）公共機関との連絡調整に関すること ・ 情報の収集、伝達体制及び伝達手段の整備に関すること ・ 事態の状況に応じた組織体制の整備に関すること ・ 避難施設の指定に関すること ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 特殊標章等の交付に関すること ・ 広報体制の整備に関すること ・ 国民保護に係る啓発に関すること ・ 国民保護措置についての訓練に関すること
県民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館、社会教育施設等に避難所を開設することについての協力に関すること ・ ボランティア活動に関すること ・ 廃棄物処理に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること ・ 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 医療救護の措置支援に関すること ・ 医薬品、飲料水並びに生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備に関すること ・ 赤十字標章等の交付等に関すること ・ 死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ・ 感染症の予防及び防疫に関すること ・ 被災者の健康管理に関すること
産業労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の供給体制の整備に関すること ・ 緊急輸送手段（トラック）の確保に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料の管理に関すること ・ 緊急輸送手段（漁船）の確保に関すること ・ 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理の道路及び河川管理施設の防災対策に関すること ・ 応急仮設住宅の建設資材の調達及び供給体制の整備に関すること ・ 緊急輸送ネットワークの整備に関すること
地域交流部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県管理の港湾施設の防災対策に関すること ・ 佐賀空港関連施設の防災対策に関すること ・ 緊急輸送手段（バス、鉄道、船）の確保に関すること ・ 文化財の保護に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県本庁舎、総合庁舎の維持管理に関すること ・ 職員の健康管理、生活維持に関すること
出納局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策関係物品の調達及び出納に関すること

【県教育委員会及び県警察本部における平素の主な業務】

県教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none">・学校に避難所を開設することの協力・調整に関する事・公立学校等への情報伝達体制の整備に関する事・教職員の健康管理、生活維持に関する事・学校における国民保護の啓発に関する事
警察本部	<ul style="list-style-type: none">・警備体制の整備に関する事・交通規制に係る体制整備に関する事・生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備に関する事・関係機関との協力体制の構築に関する事

2 県職員の参集基準等 (法第41条)

県は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するために職員の参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(1) 24時間即応体制の充実

県〈総括対策班〉は、武力攻撃が発生し、又は発生しようとしている場合、その発生時の初動体制を迅速に確立するため、現在実施している宿日直による24時間即応体制のさらなる充実に努める。

(2) 幹部職員等への連絡手段の確保及び連絡方法

県の幹部職員等は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

また、休日・夜間等における連絡は、宿直室職員から電子メールにより行うこととし、勤務時間内においては固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県〈総括対策班〉は、事態等の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【県の体制及び職員の参集基準等】

組織体制	設置基準	参集基準
ア 緊急事態 情報連絡 室	次に掲げる事態に、危機管理防災課長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、他の都道府県に被害が発生するおそれがある場合 (4) 他の都道府県（九州・中国・四国地方の各県を除く）に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理防災課長が設置の必要があると認められた事態	危機管理防災課長、報道課長及び危機管理防災課長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。
イ 緊急事態 警戒対策 本部	次に掲げる事態に、危機管理・報道局長が必要と認める場合 (7) 武力攻撃等の兆候に関する情報があり、県内に被害が発生するおそれがある事態 (4) 中国・四国地方の各県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、危機管理・報道局長が設置の必要があると認められた事態	危機管理・報道局長、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び危機管理・報道局長が必要と認める課並びに現地機関の長で構成し、参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。
ウ 緊急事態 対策本部	次に掲げる事態に、知事が必要と認める場合 (7) 県内で多くの負傷者や救助を要する者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した事態 (4) 九州地方の他の県に対して、政府による対策本部を設置すべき旨の通知が行われた事態（自動設置） (5) その他、知事が設置の必要があると認められた事態	県国民保護対策本部の本部員で構成し、本部要員として参集すべき職員は、危機管理防災課長、報道課長、広報広聴課長及び関係所属長が、それぞれの所属職員の中から指名する。
エ 国民保護 対策本部	国の事態認定後、内閣総理大臣から国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき	組織構成は、図3-3-1を参照。 参集すべき職員は、次のとおりとする。 ○ 局地的に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ 1/2程度の職員 ○ 県内全域に甚大な被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき ・ 国民保護措置に従事することができる全職員 ※ 職員の参集配備については、3-11ページに記述しているので参照のこと。 ※ 各種委員会事務局（教育委員会を除く）及び議会事務局の職員は、配備要員の基準には含まないが、各対策班からの必要な応援要請に応えられるよう態勢を整えておく。

(4) 各部（局）連絡員の配置

参集要員の緊急招集、及び緊急事態情報連絡室や緊急事態警戒対策本部等との連絡を図るため、「佐賀県災害対策運営要領」に準じて各部（局）に連絡員を置く。

(5) 緊急初動班の設置

武力攻撃事態の発生により、電話が途絶した状況の中で国民保護対策本部が設置されることとなった場合、初動時の情報収集等に当たらせるため、必要に応じて、危機管理・報道局長の指示により緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、危機管理防災課長をもってあて、危機管理・報道局長と緊密に連絡をとりながら緊急初動班を指揮し、次に掲げる主な業務や危機管理・報道局長から指示のあった事項について、臨機に対応する。

【緊急初動班の主な業務】

- ア 防災行政無線などの通信機材の点検、復旧
- イ 本庁舎の電気、給水設備等の点検、復旧
- ウ 県警察、消防機関、市町、マスコミ、住民等からの情報収集
- エ 国や関係機関、県国民保護対策本部員等への通報連絡 等

(6) 国民保護対策本部の機能の確保

県〈各対策班〉は、佐賀県国民保護対策本部を設置したときは、その機能が確保されるよう、防災に関する体制を活用しつつ、以下の項目について配慮する。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

なお、国民保護対策本部において、知事が不在又は事故に遭った場合は、副知事（防災監）、危機管理・報道局長の順で代理し、指揮命令系統を確立する。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等（法第6条）

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため及び県民からの手続に関する問い合わせに対応するための総合的な窓口を県において開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目		担当部
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	健康福祉部 産業労働部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	農林水産部
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	県土整備部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)	
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	県警察本部
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)	健康福祉部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	政策部 健康福祉部
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	健康福祉部
	不服申立てに関する事。 (法第6条、第175条)	総務部
訴訟に関する事。 (法第6条、第175条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、佐賀県文書規程(昭和55年3月18日佐賀県訓令甲第1号)の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

これらの手続に関連する文書については、通常保存期間が満了した時点で、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等 (法第41条)

市町長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化(守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。)を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 佐賀県地域防災計画に基づく連携体制の活用

県〈各対策班〉は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、佐賀県地域防災計画に基づく連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県〈各対策班〉は、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県〈総括対策班〉は、「避難」、「救援」、「武力攻撃原子力災害」等の個別のテーマに関して、必要に応じ、関係機関による意見交換の場を設けるなどを行い、関係機関の意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携（法第3条第4項、法第11条第4項）

県〈総括対策班〉は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。

特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携（法第3条第4項、法第15条第1項）

県〈総括対策班〉は、自衛隊の部隊等の派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携（法第3条第4項、法第11条第4項）

県〈総括対策班〉は、その区域に係る国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備（法第12条第1項、法第147条）

知事〈総括対策班〉は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制の整備充実に努める。

(2) 相互応援体制の充実（法第12条第1項、法第147条）

知事〈総括対策班〉は、県境を越える避難やNBC〔核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)] 攻撃による災害を伴う武力攻撃事態等においても対応するため、「九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定（平成18年10月23日締結）」等に基づき、関係県間における広域避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制など相互応援体制のさらなる充実に努める。

この場合において、九州・山口9県武力攻撃災害等時相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化（法第12条第2項後段）

県警察は、他の都道府県警察と連携して、即応部隊及び一般部隊が直ちに出動できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出動体制の確立等必要な体制の整備を図る。

(4) 近接する都道府県の間での情報共有（法第12条第1項）

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、輸送手段等に関し、近接する他県との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあっては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健福祉事務所、衛生薬業センター等の機関は、上述の近接する県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託（法第13条）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、他の都道府県に対し、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町との連携

(1) 市町の連絡先の把握等（法第3条第4項）

県は、市町との緊密な連携を図る。

特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、輸送の確保等、県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

なお、市町の連絡先は「資料編」に掲げるとおりであり、同表の情報は、定期的に最新の情報へ更新を行う。

(2) 市町が行うべき事務の代行（法第14条）

知事〈総括対策班〉は、市町長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町国民保護計画の協議（法第35条第5項）

知事〈総括対策班〉は、市町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町間の連携の確保（法第3条第4項）

県〈総括対策班〉は、近接する市町が相互の市町国民保護計画の内容について協議するための機会を設ける際の支援や防災のために締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援をすることなどを通じて、市町相互間の国民保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県〈総括対策班〉は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、県内の消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC〔核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)、化学剤(Chemical)]災害に対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について把握する。

(6) 消防団等の充実・活性化の推進

消防団等は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、市町と連携し、地域住民の消防団等への入団促進、消防団等に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団等の充実・活性化を図る。

また、県〈総括対策班〉は、市町と連携し、消防団等に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団等を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関などとの連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等（法第3条第4項）

県〈総括対策班〉は、県域内を管轄区域とする指定公共機関等との緊密な連携を図る。

なお、指定公共機関等の連絡先は「資料編」に掲げるとおりであり、同表の情報は、常に最新の情報へ更新を行う。

(2) 指定地方公共機関の国民保護業務計画の報告（法第36条第4項）

知事〈総括対策班〉は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等（法第147条）

知事〈**総括対策班、情報通信対策班、広報対策班、組織支援対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班**〉は、関係機関から次に掲げる物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、知事〈**各対策班**〉は、都市部の事業所等における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

- ア 食料・水・生活必需品・医薬品その他必要な物資の調達に関する事項
- イ 医療救護等救援活動に関する事項
- ウ 通信設備の優先利用等に関する事項
- エ 武力攻撃災害や国民保護措置全般についての報道に関する事項
- オ その他国民保護措置のために必要な事項

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援（法第4条第3項）

県〈**総括対策班**〉は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項）

県〈**総括対策班、県民環境対策班、健康福祉対策班**〉は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県民災害ボランティアセンター、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等をはじめ、災害時における住民の避難や救援活動等について知識や経験を有する佐賀県隊友会や佐賀県警友会等とも連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動場所の提供や国民保護措置に関する必要な情報の提供を行うなど、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された佐賀地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

《 施設・設備面 》

- ア 全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）等の非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
- イ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等による障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
- ウ 電話、FAX、データ、映像（画像）による情報の送受信が可能となるよう、光ケーブルと地上系無線による多重回線の「防災行政通信ネットワーク」の整備・拡充を図る。
- エ 被災現場の情報をヘリコプターテレビシステム等により収集し、危機管理センター内の県対策本部等にその画像を無線により伝送するシステムの活用促進を図る。
- オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

《 運用面 》

- ア 夜間・休日における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- イ 武力攻撃災害による通信輻輳及び途絶並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定して、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
- ウ 通信訓練を行うに当たっては、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地理的条件や交通事情等を想定した地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- オ 電気通信事業者により設定されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
- カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- キ 住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の災害時要援護者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 非常通信の取扱い

武力攻撃災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づく非常通信の取扱いにより、通信の確保を図る。

(4) 県警察における通信の確保

県警察は、九州管区警察局等、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

(5) 市町における通信の確保

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めることとし、既に防災行政無線の整備を行っている市町においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備（法第8条）

県〈総括対策班、情報通信対策班、広報対策班〉は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び国民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、佐賀県地域防災計画に基づく体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有（法第3条第4項）

県〈総括対策班、情報通信対策班、広報対策班〉は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながら情報の共有化に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関（法第46条）

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、「資料編」に掲げるとおりである。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備（法第48条）

知事〈各対策班〉は、消防庁から警報の通知を受けたときに、迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規

模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、市町や関係機関との役割分担も考慮し「資料編」で定める。

(3) 市町に対する支援（法第9条第1項、法第47条第3項）

県〈総括対策班〉は、市町が高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対して適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町に対し必要な支援を行い、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

3 市町における警報の伝達に必要な準備（法第9条第1項、法第47条）

市町長は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町国民保護計画で定めておくとともに、知事〈総括対策班〉から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてもあらかじめ定めておくものとする。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に対する伝達については、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」（平成17年2月作成）を参考に情報伝達体制を整備し、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、障害者団体、ボランティア等と連携しながら、それぞれの障害等の状況に応じ、迅速かつ的確に情報を伝達できるよう配慮するものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

安否情報の収集や提供は、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案しながら、その緊急性や必要性を踏まえて行うこととする。

特に、この場合において、個人情報の保護及び報道の自由について配慮をする。

(1) 安否情報の種類及び報告様式（法第94条第2項）

知事〈総括対策班〉が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報は次のとおりであり、知事〈総括対策班〉が総務大臣に安否情報を報告する様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。「資料編」参照）」第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書である。

県が収集・報告すべき情報

ア 避難住民（負傷した住民も同様）

- (ア) 氏名（ふりがな）
- (イ) 出生の年月日
- (ウ) 男女の別
- (エ) 住所（郵便番号を含む）
- (オ) 国籍
- (カ) (ア)～(オ)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (キ) 負傷（疾病）の該当
- (ク) 負傷又は疾病の状況
- (ケ) 現在の居所
- (コ) 連絡先その他必要情報
- (サ) 親族・同居者への回答の希望（(ア)～(コ)）
- (シ) 知人への回答の希望（(ア)、(カ)、(キ)）
- (ス) 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意（(ア)～(コ)）

イ 死亡した住民（上記(ア)～(カ)に加えて）

- (ア) 死亡の日時、場所及び状況
- (イ) 遺体が安置されている場所
- (ウ) 連絡先その他必要情報
- (エ) 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備（法第94条第2項）

知事〈総括対策班〉は、市町長から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者をあらかじめ定める。

また、市町長の行う安否情報の収集を支援するという立場にあることから、あらかじめ市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備（法第94条第2項及び第3項）

知事〈各対策班〉は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県管理の医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第2条に定める安否情報報告書様式第3号の周知徹底を図る。

5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備（法第94条第1項）

市町長は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理・報告及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握（法第94条第1項及び第3項）

市町長は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備（法第126条第1項、第127条第1項及び第2項）

知事〈総括対策班〉は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備（法第127条第1項）

知事〈総括対策班〉は、市町長に対し、被災情報の報告を所定の様式（「資料編」参照）に準じて行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

7 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

（法第127条第1項）

市町長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

○ 安否情報の収集、報告等の流れについては、「第3編第6章 安否情報の収集・提供」の【図3-9 安否情報の収集、整理及び提供の流れ】を参照

第5 研修及び訓練

県職員は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、国民保護措置の実施に必要な知識の習得と、実践的な訓練を通じた武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があることから、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県〈総括対策班〉は、危機管理に関し専門的な知識を有する職員を育成するため、自治大学校や消防大学校等国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関における研修の活用

県〈総括対策班〉は、自治修習所等において、広く職員の危機管理に関する研修機会を確保する。

また、市町と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダー等に対して、国が作成するビデオ教材を活用したり、eラーニング（パソコンやコンピュータネットワーク等を利用して行う教育システム）を推奨するなど多様な方法により、危機管理に関する研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

県〈総括対策班〉は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、県警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練 （法第42条第1項）

(1) 県における訓練の実施

知事〈総括対策班〉は、区域内の市町とともに、国、他の都道府県等関係機関の長と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等既存のノウハウを活用するとともに、可能な限り、消防、県警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な内容とする。

また、防災訓練における実施項目も参考にしつつ、おおむね次に示す訓練を実施するものとする。

ア 被災・安否情報に係る情報収集・伝達訓練及び警報、避難の指示等の通知・伝達訓練

イ 県対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び県対策本部設置運営訓練

ウ 住民に対する避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求めるなどし、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにした上で、必要に応じて国民保護計画の見直し作業に反映させる。

エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 知事〈各対策班〉は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うための訓練の実施を促す。

カ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する必要がある。

このため、県における平素からの避難及び救援に関する備えについて、次のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備（法第54条第1項及び第2項）

知事〈総括対策班〉は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 避難実施要領のパターン作成に対する支援（法第3条第4項）

市町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、市町国民保護計画に定めるところにより、関係機関（県、県警察、消防等）の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めることとされている。

市町長による避難実施要領のパターン作成に当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、市町に対し、必要な助言を行う。

この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備（法第75条）

知事〈総括対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

(2) 電気通信事業者との協議（法第78条）

知事〈総括対策班、情報通信対策班〉は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等（法第85条）

知事〈健康福祉対策班〉は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。

この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC〔核物質(Nuclear)、生物

剤(Biological)、化学剤(Chemical)] 攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町との調整（法第76条）

知事〈**総括対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、県土整備対策班**〉は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができることとなっている。

このため、市町長が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町長と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法第71条、法第79条）

知事は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、輸送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の輸送及び緊急物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

知事〈**総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班**〉は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者、佐賀運輸支局等関係機関の長からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

知事〈**総括対策班、地域交流対策班**〉は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、佐賀運輸支局等関係機関の長の協力を得て、避難住民及び緊急物資の輸送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

(3) 輸送経路の把握等

知事〈**地域交流対策班**〉は、武力攻撃事態等における避難住民の及び緊急物資の輸送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て適切な輸送経路の把握に努める。

(4) 離島における住民の避難の体制整備

知事〈**総括対策班、地域交流対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、組織支援対策班**〉は、離島の住民の避難について、国（内閣官房、国土交通省）から示される運送事業者の航空機や船舶の使用等についての考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。

この場合において、知事は、国、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、佐賀県水難救済会、漁業協同組合等の長との連携協力を努め、次に掲げる情報を把握しておくものとする。

離島の全住民の避難を視野に入れた場合に把握しておくべき情報

- ア 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段及びその数量
- イ 想定される避難先までの輸送経路及び所要時間
- ウ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- エ 島内にある港湾までの輸送体制 など

4 交通の確保に関する体制等の整備 (法第64条第1項、法第155条)

(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定するとともに、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における車両の運転者の義務等についてあらかじめ周知を図るものとする。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態等における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を、道路利用者に対して積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方 (法第148条第1項)

知事〈総括対策班〉は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する。
- ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それ

ぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。

エ 危険物質等（法第103条第1項の危険物質等をいう。）の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続（法第148条第2項）

知事〈総括対策班〉は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。

また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等（法第149条）

知事〈総括対策班〉は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

知事〈総括対策班〉は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。

また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町及び住民に対する情報提供

県〈総括対策班〉は、市町による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、今後国が作成する避難施設データベースの情報を市町に提供するよう努める。

また、住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を提供するよう努める。

○ 指定避難施設一覧は資料編に掲載するが、新規指定・廃止・用途変更等があった場合は、その都度最新の情報に更新していく。

6 市町における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町長は、県〈総括対策班〉、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者の避難方法等について特に配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町長は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難及び緊急物資の輸送に関する体制を整備するとともに、県〈総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班〉と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

(3) 市町長が実施する救援

市町長は、知事〈総括対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、県土整備対策班〉との調整の結果、市町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

(法第102条)

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、次のとおり定める。

1 生活関連等施設

県は、国民生活に関連を有する施設で、発電所や浄水施設、ダム、空港施設など武力攻撃事態等においてその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で政令で定められた施設（以下「生活関連等施設」という。表2-1参照。）について、国や県警察等の関係機関と連携し、平素からその安全確保を図る。

2 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県〈総括対策班〉は、その区域内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、次に掲げる項目について整理する。

生活関連等施設についての整理項目

- ア 施設の種類
- イ 名称
- ウ 所在地
- エ 管理者名
- オ 連絡先
- カ 危険物質等の内容物
- キ 施設の規模 など

【表 2-1 生活関連等施設の種類の種類】

法施行令	各号	施設の種類の種類 (危険物質等については、その取扱所)
第 27 条 (生活関連 等施設)	1号	発電所 (最大出力 5 万KW以上) 、 変電所 (使用電圧 1 0 万V以上)
	2号	ガス工作物 (ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備で簡易ガス事業用は除く)
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 (1日につき 1 0 万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの)
	4号	鉄道施設、軌道施設 (1日当たりの平均利用者数が 1 0 万人以上)
	5号	電気通信事業用交換設備 (電気通信回線・移動端末設備数が 3 万以上)
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設 (港湾法第 5 2 条の国土交通省令で定めるもの)
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム (河川管理施設等構造令第 2 章の適用を受けるもの)
第 28 条 (危険物質 等)	1号	危険物 (消防法第 2 条第 7 項)
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項及び第 2 項)
	3号	火薬類 (火薬類取締法第 2 条第 1 項)
	4号	高圧ガス (高圧ガス保安法第 2 条)
	5号	核燃料物質 (原子力基本法第 3 条第 2 号の核燃料物質及びこれによって汚染された物質)
	6号	核原料物質 (原子力基本法第 3 条第 3 号)
	7号	放射性同位元素 (放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素及びこれによる汚染物質)
	8号	毒劇薬 (薬事法第 4 4 条第 1 項及び第 2 項) (薬事法第 4 6 条第 1 項の薬局開設者等が取り扱うものに限る)
	9号	事業用電気工作物内における高圧ガス (電気事業法第 3 8 条第 3 項の事業用電気工作物内の高圧ガス保安法第 2 条の高圧ガス)
	10号	生物剤、毒素 (細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項及び第 2 項 (業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る))
	11号	毒性物質 (化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 2 条第 1 項)

(2) 核燃料物質・放射性同位元素の管理体制

本県には、核燃料物質を使用している事業所、放射性同位元素を使用している事業所、医療機関、試験研究機関等が存在するため、県〈総括対策班〉は、特に核燃料物質、放射性同位元素 (以下「核燃料物質等」という。) の使用施設の所在等について、国や関係機関とも連携しながら十分に情報を把握する。

(3) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事〈総括対策班〉は、県警察及び海上保安部長等に対し、生活関連等施設に関する情報を提供するなど、相互の連携確保に努める。

3 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事〈各対策班〉は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 核燃料物質に係る安全確保

知事は、核燃料物質の輸送にあたっては、本県内の海域及び道路が使用されることから、輸送中の武力攻撃事態等又は緊急対処事態（大規模テロ等）に対する初動対応を迅速かつ的確に行うため、国、自衛隊、唐津海上保安部及び県警察等関係機関と特に密接な連携を図るものとする。

(3) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

知事〈各対策班〉は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(4) 管理者に対する要請

知事〈各対策班〉は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(5) 管理者に対する助言

県警察及び海上保安部長等は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うこととされている。

4 市町における平素からの備え

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県〈総括対策班〉を通じて把握するとともに、県〈各対策班〉との連絡体制を整備する。

また、市町は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

(法第11条第1項、法第16条第1項)

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を自ら講ずる必要があるため、施設管理者である県として、次のとおり、予防対策について定める。

知事〈**県土整備対策班、地域交流対策班、組織支援対策班**〉は、その管理する河川管理施設、道路、港湾及び空港の公共施設等について、武力攻撃事態等において、当該施設等がその機能を十分に発揮されるよう、平時から施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該施設を適切に維持管理する。

特に、情勢が緊迫している場合等においては、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

市町長が管理する公共施設等における平時の管理、警戒についても、県警察と連携を図ったうえで、県の措置に準じて実施するものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が行う国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄及び整備について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係（法第142条、法第146条）

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携（法第3条第4項、法第144条）

県〈総括対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・調達体制の整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備等

(1) 防災のための備蓄、整備との関係（法第146条）

県〈総括対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たるために必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄・整備と防災のための備蓄・整備とを相互に兼ねることができるものについては、佐賀県地域防災計画で定められている防災のための備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の情報を確実に把握しておくものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（法第147条）

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置、放射性物質等除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、県〈各対策班〉としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町その他関係機関との連携（法第87条、法第144条、法第147条）

知事〈各対策班〉は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、調達体制の整備について、国、市町その他関係機関と連携する。

- 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、供給要請先等一覧は資料編に掲載するが、追加・変更・廃止等があった場合は、その都度最新の情報に更新していく。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 県管理施設及び設備の整備及び点検（法第11条第1項）

県〈各対策班〉は、その管理する施設及び設備について、整備し、点検するときは、国民保護措置の実施も念頭において行う。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県〈各対策班〉は、その管理する上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県〈各対策班〉は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備（法第145条）

市町及び指定地方公共機関は、県〈各対策班〉と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発 (法第43条)

(1) 啓発の方法

県〈総括対策班、健康福祉対策班〉は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ・ラジオ、ホームページ等の様々な媒体の活用や研修会、講演会等の実施により、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うよう努めるものとする。

また、例えば、視覚障害者には、点字を使用した広報媒体や音声読み上げソフトに対応したホームページを作成するなど災害時要援護者の実態に応じた様々な方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県〈総括対策班〉は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織と協力して地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県〈文教対策班〉は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、生徒等の発達段階に応じ、学校教育を通じて安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (法第43条)

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県〈総括対策班〉及び市町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知に努める。

また、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 車両の運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において車両の運転者がとるべき措置（車両の道路左側への駐車、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町における国民保護に関する啓発（法第43条）

市町は、県〈総括対策班〉が実施する啓発に準じて様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。